

令和7年 第3回 長井市農業委員会総会議事録

1. 開催通知の期日 令和7年3月21日 金曜日
2. 総会招集の期日 令和7年3月21日 金曜日
3. 開会の日時 令和7年3月25日 火曜日 午前9時00分
4. 開会の場所 長井市役所 2階 庁議室
5. 出席委員(16名)

1番	平子良之	委員	2番	片倉	功	委員
3番	小林美和子	委員	4番	平博之	委員	
5番	青木久美子	委員	6番	工藤俊昭	委員	
8番	青木龍哉	委員	9番	寺嶋嘉春	委員	
10番	安部剛	委員	11番	椎名一志	委員	
12番	高橋忠	委員	13番	鈴木憲一	委員	
14番	井瀨博昭	委員	15番	鈴木淳一	委員	
16番	高橋剛	委員	17番	寒河江忠	委員	
6. 欠席委員(1名)

7番	渋谷吉介	委員
----	------	----

事務局職員出席者

高橋嘉樹 事務局長
深瀬柗介 主事
井上克俊 係長

議事日程

令和7年3月25日 火曜日 午前9時00分開会

- | | |
|------|----------------------------------|
| 日程第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 日程第2 | 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について |
| 日程第3 | 報告第5号 非農地証明願について |
| 日程第4 | 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について |
| 日程第5 | 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第6 | 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について |
| 日程第7 | 議案第11号 長井市農用地利用集積計画について |

本日の総会に付した事件

議事日程に同じ

○ 寒河江 忠 議長

ただいまから 令和7年第3回長井市農業委員会総会を開会いたします。本日の会議に欠席の通告委員は議席番号7番 渋谷 吉介 委員であります。よって、ただ今の出席委員は、農業委員会等に関する法律第27条第3項で定めてある過半数を満たし、定足数に達しております。

それでは 日程第1 議事録署名委員の指名について、議長より指名させていただきます。議席番号11番 椎名 一志 委員、議席番号12番 高橋 忠 委員のお二人をお願いいたします。

次に日程第2 報告第4号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について 事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 報告第4号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この26件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第3 報告第5号 非農地証明願について、事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 報告第5号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。この1件についてご質問ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

それでは、ご質問ないようですので、報告を終わります。

次に日程第4 議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請について26件を議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第8号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

これより担当地区委員の現地調査報告を求めます。番号1、7～8、10～15は 青木 久美子 委員をお願いいたします。

○ 5 青木 久美子 委員

はい。借受人の●●●●氏は、地域を担う若手認定農業者であり、家族間の権限移譲によるもので、何の問題はございません。

○ 寒河江 忠 議長

続いて、番号2は 平 博之 委員 お願いします。

○ 4 平 博之 委員

はい。ご報告申し上げます。借手の●●さんにつきましては、約6年前にも農業委員会の総会の案件に出たことがあります。この農地に関しては、ちょうど北中学校の東側と北側にある農地でございます。以前もこの周辺の農地を●●さんが3条で借りていまして、親戚関係でもあるということで、今回このような運びとなりました。●●さんは飯豊町椿在住ということで、非常に遠いところから耕作のため来ているわけですが、台車で農機具とコンバインの田植え機などを輸送して耕作しているということでした。以前からずっと成田地区で耕作しておりますので、何ら問題ないというふうに思います。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。暫時休憩を挟みます。

休 憩 (9 : 1 9)
再 開 (9 : 2 1)

○ 寒河江 忠 議長

議事を再開いたします。引き続き、青木 久美子 委員 に7番、8番、それから10番～15番について報告をお願いいたします。

○ 5 青木 久美子 委員

はい。7番、8番、及び10番～15番について報告させていただきます。

いずれの案件も18条において解約した案件でありまして、もともと耕作していたということもあり、●●●● 氏 は地域の農業を担う若手認定農業者でありまして、家族間の経営移譲でございますので、何ら問題はございません。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。ありがとうございます。次に、番号3から6は、寺嶋 嘉春 委員にお願いします。

○ 8 寺嶋 嘉春 委員

はい。3から4番5番についてご説明申し上げます。事務局の説明にもありましたが、地域の農業法人◆◆◆が業務を終了するというに伴い3番4番5番は字雛鶴前というところの農地ですが、これは転作地として利用したところであります。出し手の○○○○さん、□□さん、△△△△さんが、◆◆◆から土地を返されたので他地区の法人●●●●さんをお願いするということでありまして。当然、転作地でありますので転作作物を作る予定だということでありまして●●●●さんに関しましては何の問題もないと思っております。よろしくお願いします。

○ 寒河江 忠 議長

今、3番から5番までとありましたが、6番もよろしいですか。

○ 8 寺嶋 嘉春 委員

すみません。裏ページもありました。裏ページの6番の出し手の○○○○さんは白鷹町の在住であります。この出し手は息子さんでありまして、長井の実家には誰もいないので、この人は長男ですので、田の名義人になっていると思います。6番も同じように法人の●●●●さんをお願いするということですが、田んぼ続きで同じ雛鶴前ということですので●●●●さんをお願いするということでありまして問題ないと思います。お願いします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に、番号9及び16について、片倉 功 委員をお願いいたします。

○ 2 片倉 功 委員

はい。番号9でございます。借受人の ●●●● 君は、従来からここを作っております。地元では認定農業者ということできちっと作付けがなされておりますので、問題はないものと思われまして。あと16番です。16番については買受人が●●●●さんです。3条で有償移転というようなことですが、●●●●さんも地元の認定農業者…82歳でございますが、息子さんも土日に手伝ったりして経営をなされているということで、一通り機械もあるということもあって問題はないものと思います。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号17及び18は、高橋 忠 委員をお願いいたします。

○ 12 高橋 忠 委員

17と18、ご説明申し上げます。17、18に関しまして、出し手は同じ世帯の息子と親父でございまして、18番につきましては、相続の名義変更がなってなかったというようなことです。亡くなった方はじいちゃんでもございましたけれども、息子が法定相続代表になるということで、○○○○ 君 になったようでございます。それではご説明を申し上げます。去年の秋ですけれども、稲刈りをしている最中にコンバインのキャタピラが切れたというようなことがございまして、農業は今年から諦めるというようなことになりまして●●●● 君 をお願いすることになりました。●●●● 君 につきましては、大半、○○○○さんのうちの7割ぐらいが転作で豆を作っているような現状でございましたので、引き続き田の方も面積をお貸ししたいとなり、このような運びになったところでございます。●●●● 君 につきましては、地域を担っている認定農業者でございますので何ら問題がないものと考えます。ご報告申し上げます。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号 19 から 22 について、平子 良之 委員にお願いいたします。

○ 1 平子 良之 委員

はい。それでは、私の方からご報告を申し上げます。19 番ですけれども、譲渡人の〇〇〇〇氏は、住所は“長井市上伊佐沢”になっていますが、実質的には山形市に在住しておられまして、こちらにはお母さんが住んでいらっしゃるがこの畑につきましては利用しないので、譲受人の●●●●氏にお願いするということでございます。●●●●氏につきましては、10 数年前に伊佐沢地区に都会から就農という形で行っておりまして、若干毛色は違いますが、真面目に農業を行っているということで、問題ないということでございます。20 番と 21 番ですが、こちらにつきましては借手の ●●●● さんがお父様の ■■ さんの方から農地を引き継いで行っている部分でございますので、何ら問題はございません。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次に番号 13 から 24 及び 26 は 鈴木 憲一 委員にお願いいたします。

○ 13 鈴木 憲一 委員

23 番、24 番でございますが、23 番の貸付人の 〇〇〇〇 さん、また 24 番の貸付人の □□□□ さん。以前は同じ今泉の ◆◆◆◆ さんが耕作していたということでございますが、規模の縮小のため、近隣、隣接地を ●●●● さんが耕作しているので、引き続き一連して作業が十分に可能だということなので、●●●● さんをお願いしたという経緯でございます。●●●● さんにおかれましては、大規模に経営を行っておりまして従業員もいらっしゃいます。問題なく、十分だと確認いたしました。また 26 番でございますが、先ほど説明にもございました通り貸付人の 〇〇〇〇 さんの土地でございますけれども、これにつきましては河井地区の ◆◆◆◆ さんが規模縮小で作付けをしないというようなことで、●●●● さんが ◆◆◆◆ さんの隣で耕作し、また別の場所でも作業行っておりまして、日頃日常の管理等が非常にしっかりしております。こういう人にしていただきたいものだなというようなことがありまして、●●●● さんをお願いするような流れになったようでございます。●●●● さんにおかれましては、認定農家でもありますし、十分にしっかりとした人物でございますので、何ら問題ないというふうに確認したところでございます。報告終わります。

○ 寒河江 忠 議長

はい。次の番号 25 について、私から報告いたします。

○ 17 寒河江 忠 委員

受け手は ●●●● さんになります。出し手の 〇〇〇〇 さんの作業受託を長年やっております。その耕地を契約されるということであります。設備、それから労働力ともに揃っております。問題なく耕作されると報告させていただきます。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。なお、番号 1、7 から 8 及び 10 から 15 は、青木 龍也 委員に関係がありますので、議案第 8 号 農地法第 3 条の規定による許可申請のうち、この 9 件を除く…失礼。暫時休憩を挟みます。

休 憩 (9 : 31)

再 開 (9 : 32)

○ 寒河江 忠 議長

議事を再開します。それでは、平子 良之 委員に番号 22 番の説明を追加でお願いします。

○ 1 平子 良之 委員

抜けて大変申し訳ございませんでした。22 番ですが、譲渡人の 〇〇〇〇 さんにつきましては山形市の小性町というところに住んでおられまして、地元の伊佐沢地区の土地を管理するのが難しいということでございます。●●●● さんは伊佐沢の担い手として果樹を中心に一生懸命やっておられるので、この畑についても間違いなく耕作していけるということで問題ございません。

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは改めて、事務局の説明及び担当地区委員の現地調査報告が終わりました。なお、番号1、それから7番から8、及び10から15は、青木 龍也 委員に関係がありますので、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、この9件を除く17件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それではご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1、7から8及び10から15を除く17件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

○ 委員（挙手全員）

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1、7から8及び10から15を除く17件について、これを許可することに決定いたします。ここで、農業委員会等に関する法律第31条の規定により、青木 龍也 委員の退席をお願いいたします。

— 青木 龍也 委員 退席 —

○ 寒河江 忠 議長

議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1、7から8及び10から15の9件について、ご質疑、ご意見ございませんか。

○ 4 平 博之 委員

はい。

○ 寒河江 忠 議長

はい。4番 平 博之 委員。

4 平 博之 委員

かなり小さいことで申し訳ないのですが、●●●●さんの経営面積が、7番8番の案件とその他の案件の経営面積が違っているような気がしたのですが、たぶん借受けの面積が違っているのかなっていうふうに思ったところでした。間違ったのが、どちらが正しいのか…はい、お願いします。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局、よろしいですか。休憩挟みますか。暫時休憩いたします。

休 憩（9：35）

再 開（9：39）

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは議事を再開いたします。事務局より説明をお願いします。

◎ 井上係長

先ほどの質問についてお答えをさせていただきます。こちらですが、農地台帳の経営面積を引っ張って議案書の方に掲載させていただいていますが、おそらく入力ミスで7番と8番か、それ以外の部分のいずれかが、違ったデータになってしまっていますので、後程確認して、議案書の方を修正させていただきたいと思っております。すみませんが、よろしくお願いいたします。

○ 寒河江 忠 議長

ただいま事務局から説明あった通りであります。今ここにデータがございませんので、差し替えさせていただくと。しかしながら、現地担当、報告にありましたように、賃貸には問題ないということですので、そのように進めさせていただいてよろしいでしょうか。

—（「はい」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。異議なしと認めて、進めさせていただきます。

他にご質疑ございますか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。他にご質疑ご意見ないようですので採決いたします。議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1、7から8及び10から15の9件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1、7から8及び10から15の9件について、これを許可することに決定いたします。ここで青木 龍也 委員の復席を求めます。

— 青木 龍也 委員 復席 —

○ 寒河江 忠 議長

青木 龍也 委員に申し上げます。ただいま、議案第8号 農地法第3条の規定による許可申請のうち、番号1、7から8及び10から15の9件について、これを許可することに決定しましたので、告知いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に日程第5 議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請について1件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

— 議案第9号朗読後、説明 —

議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は1件でございます。1番、今泉字壇前の1筆、地目が畑、面積が414㎡でございます。申請人が今泉在住の●●●●さんです。転用目的：駐車場及び雪捨て場の設置のためでございます。転用の概要：家族の車を駐車するため、駐車場を設けるものでございます。また、駐車スペースの残地には自宅付近の環境から、雪を捨てることが困難ということで雪捨て場も同じように設けるとのことでございます。なおこちらの1件については、令和6年10月総会農振除外案件となっております。続いて費用面ですが4条ということで自己所有の農地を転用いたしますので、賃借料及び土地取得費等は発生しません。かかる費用としては「その他」として■■万円で、総額■■万円となっております。要件：当該地は概ね10ha以上の規模の一団の農地の区域内にあり、第1種農地に該当するため、原則として許可できませんが、集落に接続するため許可は可能となります。続いて、造成は約50センチの盛土を行います。法面は約1メートルのL型擁壁を設置します。取排水は該当なし、雨水は自然流下でございます。続いて図面等を見ていただきながら、位置関係についてですが、北側は公衆用道路を挟んで宅地、南側は宅地でこちらが(株)◇◇◇◇の所有農地となっております。東側は用悪水路・公衆用道路を挟んで田、西側は公衆用道路を挟んで宅地となっております。周囲への影響についてですが、建物を設置しないため、周辺に及ぼす影響は少ないと思われます。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました。農地法第4条第1項の規定による許可申請1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

— (「なし」の声あり) —

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第9号 農地法第4条第1項の規定による許可申請1件について、これを許可することに決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第6 議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、2件を議題といたします。事務局より説明を求めます。深瀬主事。

◎ 深瀬主事

一 議案第10号朗読後、説明 一

議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請についてですが、今月は2件でございます。1番 九野本の2筆で地目がどちらも田。面積が合計で9,802㎡でございます。権利種別：賃貸借 貸付人：〇〇〇〇 借受人：●●●●株式会社 代表取締役社長 ●●●● 転用目的：砂利採取でございます。概要：切り込み砂利を採取するため申請するものでございます。採取後についての埋め戻しは山土を使用し、水田に復元することとでございます。なおこちらは900㎡を超えておりますので、農地部会長報告案件、また3,000㎡も超えておりますので令和7年4月常設審議委員会の諮問案件となっております。続いて費用面です。賃借料として年間■■万■■円。造成費として■■万■■円。その他としまして■■万■■円の総額■■万■■円となっております。要件ですが、当該地は農用地区域内の農地に該当するため、原則として許可できませんが、砂利の採取を目的とする一時転用であり、農地を復元するために適切な措置が講じられると認められるため、許可は可能となります。造成はなし。法面は生じません。取排水は該当なし。雨水は地下浸透です。続いて2番 九野本字榎ノ木の1筆で地目が田、面積が6,228.44㎡でございます。権利種別は賃貸借、貸付人：〇〇〇〇 借受人：株式会社●●●● 代表取締役 ●●●● 転用目的：1番と同じく砂利採取でございます。続いて概要ですが、砂利を採取し骨材に精製加工し販売するため、一時転用するものでございます。砂利の採取後につきましては、同じく山土で埋め戻しを行い整地した上で現状に復元することとでございます。なおこちらについても、1番と同様、農地部会長報告案件及び令和7年4月の常設審議委員会の諮問案件となっております。続いて費用面ですが、賃借料として年間■■万■■円。造成費としまして■■万、その他として■■万円の総額■■万■■円となっております。要件ですが、当該地は農用地区域内の農地に該当するため原則として許可できませんが、砂利の採取を目的とする一時転用であり農地を復元するために適切な措置が講じられると認められるため、許可は可能となります。造成はなし。法面は生じません。取排水も該当なし。雨水は地下浸透です。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明が終わりました。ここで 寺嶋 嘉春 農地専門部会長より報告を求めます。

9 寺嶋 嘉春 農地専門部会長

はい。令和7年3月の第3回の総会におきまして、部会長報告をさせていただきます。今回の農地転用を5条申請2件が900㎡を超える案件であり、片倉 功 委員、青木久美子 委員並びに事務局と現地確認をして参りましたのでご報告いたします。なお 平 博之 副部会長につきましては、農地部会への調査の前日に、事務局と現地確認をしていただいております。また、今回の現地確認については、積雪で農地が思うように見られなかったため、航空写真も併用しての現地確認となっております。それでは説明に移ります。まずは●●●●の案件です。現地確認は2件とも3月18日に行いました。申請は所有者が〇〇〇〇氏で、一時転用により砂利採取を行う予定です。事業者は●●●●で、採取期間は許可後から令和8年4月30日までの約1年間、掘削深は8mです。位置関係についてです。北側：用悪水路、公衆用道路を挟んで田、南側：用悪水路、公衆用道路を挟んで田、雑種地及び宅地、東側：田、西側：用悪水路を挟んで田及び畑となっております。保安距離を十分に確保するため、周辺の農地に及ぼす影響は少ないと思われま。続いて●●●●の案件です。所有者が 〇〇〇〇 氏で、一時転用による砂利採取を行う予定です。事業者は●●●●で採取期間は許可日から令和8年4月30日までの約1年間、掘削深は8mです。位置関係についてです。北側：用悪水路を挟んで田、南側：用悪水路、公衆用道路を挟んで田及び宅地、東側：公衆用道路、用悪水路を挟んで田、西側：田となっております。保安距離を十分に確保するため、周辺の農地に及ぼす影響は少ないと思われま。以上です。なお今回の現地確認は、先ほども説明しましたが、積雪のため思うように目視できなかったということで、秋の農地パトロールや、1年後に砂利採取した後、農地に行って復元…完璧な復元をしたかしないかを確認するべきだというふうに話し合いを持ったところでし

た。以上です。

○ 寒河江 忠 議長

はい。事務局の説明及び農地専門部会長からの報告が終わりました。農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質問ご意見ないようですので、採決いたします。議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請について、これを許可することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第10号 農地法第5条第1項の規定による許可申請2件について、これを許可することに意見決定いたします。

○ 寒河江 忠 議長

次に、日程第7 議案第11号 長井市農用地利用集積計画について、所有権移転1件について議題といたします。事務局より説明を求めます。井上係長。

◎ 井上係長

— 議案第11号朗読後、説明 —

○ 寒河江 忠 議長

事務局の説明が終わりました長井市農用地利用集積計画1件について、ご質疑ご意見ございませんか。

—（「なし」の声あり）—

○ 寒河江 忠 議長

はい。それでは、ご質疑ご意見ないようですので、採決いたします。議案第11号 長井市農用地利用集積計画1件について、これを承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

— 挙手全員 —

○ 寒河江 忠 議長

はい。挙手全員であります。よって、議案第11号 長井市農用地利用集積計画1件について、これを承認することに決定いたします。

以上をもちまして、令和7年第3回長井市農業委員会総会を終わります。

閉 会 9 : 5 5

上記のとおり、令和7年第3回 長井市農業委員会総会 の顛末を記録し、その内容に相違ないことを証するためここに署名押印する。

令和7年3月25日

議 長 会 長 ⑩

議事録署名委員 11番 ⑩

議事録署名委員 12番 ⑩